

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月26日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第13号

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第9号中「及び久我のもり図書館」を「、醍醐図書館、久我のもり図書館及び久世ふれあいセンター図書館」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月23日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)